

島根県報

第一、四四五号

平成十五年二月十八日

(火曜日)

目次

告示	土地改良事業計画書の縦覧 保安林予定森林 漁業災害補償法の規定に基づく同意 選管告示 不在者投票を行うことができる施設の指定	(農村整備課) 一 (森林整備課) 一 (漁業管理課) 一 三
----	--	--

告

示

島根県告示第百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年二月十八日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
仁多町 (業)	亀高地区農道事業 (農村総合整備統合補助事業)	土地改良事業計画書の写し	告示の日から 二十一日間	仁多町役場

島根県告示第百三十号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年二月十八日

島根県知事 澄田信義

- 一 保安林予定森林の所在場所
出雲市乙立町字天神広上へ五二四四の三、字畑ヶ廻五二四七から五二五〇まで、五二五一の一、五二五二の二、五二五二の一、字畑ヶ廻上へ五二五三、字松原五二四六、五二六二の一、五二六三の二、字松原下モモク、イコ五二六四の二
 - 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第百三十一号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和二十九年法律第百五十八号）第八十条第一項の規定による同意があったと認めたので、同条第五項において準用する同法第一百五十五条の二第四項の規定により告示する。

平成十五年二月十八日

島根県知事 澄田信義

<p>(三) 温泉津町漁業協同組合の地区の区域 漁業の区分</p>	<p>(一) 加入区設定告示の十一の項漁業の区分欄1から3までに掲げる漁業の区分 加入区 江津加入区</p>	<p>(二) 加入区 江津漁業協同組合の地区の区域 漁業の区分</p>	<p>(三) 加入区設定告示の十二の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分 加入区 浜田市加入区</p>	<p>(二) 加入区 はまだ漁業協同組合の地区の区域 漁業の区分</p>	<p>(三) 加入区設定告示の十三の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分 加入区 益田市加入区</p>	<p>(二) 加入区 益田市漁業協同組合の地区の区域 漁業の区分</p>	<p>(三) 加入区設定告示の十五の項漁業の区分欄2から5までに掲げる漁業の区分 加入区 五箇村・都万村加入区</p>	<p>(二) 加入区 五箇村漁業協同組合及び都万村漁業協同組合の地区の区域 漁業の区分</p>	<p>(三) 加入区設定告示の十七の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分 加入区 布施村加入区</p>
---------------------------------------	--	---	--	--	--	--	---	---	--

<p>(二) 加入区 布施村漁業協同組合の地区の区域 漁業の区分</p>	<p>(三) 加入区設定告示の十八の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分 加入区 西郷加入区</p>	<p>(二) 加入区 西郷漁業協同組合の地区の区域 漁業の区分</p>	<p>(三) 加入区設定告示の十九の項漁業の区分欄1、2、6及び7に掲げる漁業の区分 加入区 浦郷加入区</p>	<p>(二) 加入区 浦郷漁業協同組合の地区の区域 漁業の区分</p>	<p>(三) 加入区設定告示の二十の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分 加入区 知夫村加入区</p>	<p>(二) 加入区 知夫村漁業協同組合の地区の区域 漁業の区分</p>	<p>(三) 加入区設定告示の二十二の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分</p>
--	---	---	--	---	--	--	--

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第三項第二号、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十

毎週火・金曜日発行

六年政令第七十八号(第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第一項及び第三項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。
平成十五年二月十八日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

施設の名称	所在地	指定年月日
介護老人保健施設 夕陽ヶ丘	浜田市国分町九五五番地一	平成十五年二月六日

平成十五年二月十八日印刷
平成十五年二月十八日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江学殿町
印刷所 松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)